



## 「世界遺産平泉」シンボルロゴ・グラフィックエレメント使用承認事務取扱要領

### (目的)

第1 この要領は、「世界遺産平泉」シンボルロゴ・グラフィックエレメント（以下「ハスマーク」という。）の使用承認事務に関して必要な事項を定める。

### (デザインの基準)

第2 ハスマークのデザインは別添1『世界遺産平泉』シンボルロゴ・グラフィックエレメントデザイン』のとおりとし、デザイン以外の仕様は、別添2「グラフィックガイド」に準じるものとする。

### (使用承認の申請)

第3 ハスマークを使用しようとする者（以下、「使用者」という。）は、岩手県南広域振興局経営企画部（以下「承認機関」という。）から使用承認を受けなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 別紙に記載する機関及び団体が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等の報道機関が報道の目的で使用する場合
- (3) その他、承認機関が特に申請を要しないと認めた場合

### (使用申請方法)

第4 ハスマークの使用申請方法は次のとおりとする。

- (1) 使用者は、承認機関に、電話等により使用内容を告げ、使用が可能であることを確認後、『世界遺産平泉』シンボルロゴ・グラフィックエレメント使用承認申請書（別紙様式）を提出する。
- (2) 承認機関は、前項による申請が適当と認められるときは、使用者に対し「世界遺産平泉」シンボルロゴ・グラフィックエレメントのデータを提供する。
- (3) 使用者は、使用内容ごとに申請することとする。

### (使用承認の範囲)

第5 使用承認の範囲は、「平泉の世界文化遺産」のイメージの普及や周知に寄与すると認められる場合とし、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、これを承認しない。

- (1) 「平泉の世界文化遺産」の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- (2) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
- (3) 別添2「グラフィックガイド」に反する使用のおそれがある場合
- (4) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (5) 別紙に掲げる機関、団体が実施する事業の妨げになるおそれがある場合
- (6) その他、承認することが不適当と認められる場合

### (使用料、手数料)

第6 ハスマークの使用料及び手数料は無償とする。

**(改善の指示)**

第7 承認機関は、使用者が使用承認の範囲を逸脱して使用している場合は、使用者に改善を指示することがある。

**(承認の取り消し)**

第8 承認機関は、前項による改善の指示を行なった場合に、使用者が速やかに改善の措置を講じない場合、使用承認を取り消し、使用を差し止めることがある。

**(疑義等)**

第9 この要領に関して生じた疑義等については、承認機関と使用者が協議して定める。

**(その他)**

第10 この要領に定めのない事項については、「平泉の文化遺産」シンボルマーク・ロゴ使用承認基準（平成20年3月12日制定）及び「平泉の文化遺産」シンボルマーク・ロゴ使用承認事務取扱要領（平成20年3月12日制定）に準ずるものとする。

附 則

この要領は、平成23年5月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年5月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年6月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月12日から施行する。

別紙

第3(1)に規定する機関及び団体

岩手県

一関市

奥州市

平泉町

(公財)岩手県観光協会

(一社)一関観光協会

花泉町観光協会

千厩町観光協会

東山町観光協会

大東観光物産協議会

室根山観光協会

(一社)奥州市観光物産協会

(一社)平泉観光協会

中尊寺

毛越寺

達谷西光寺



別紙様式

平成 年 月 日

岩手県南広域振興局長 様

使用者 住所  
氏名

( 連絡先 担当者氏名  
電話  
E-mail: )

### 「世界遺産平泉」シンボルロゴ・グラフィックエレメント使用承認申請書

このことについて、下記のとおり申請します。

記

- 1 使用内容（営利目的の場合は商品名等を具体的に記載すること。）

---

---

---

---

- 2 使用イメージ